

# 年金裁判の到達点と移送問題について

2015年7月10日

「年金裁判」推進本部

## 1. はじめに

「年金引き下げ違憲訴訟」は鳥取県本部が2月17日に24名で最初に提訴をして以降、徳島、北海道、島根、山口県本部と続き、5月29日の一斉提訴では12県本部で1562名が提訴しました。その後、6月から7月にかけて12県本部が提訴し、7月3現在で、25都道府県本部2870人となりました。7月以降も神奈川県本部の7月15日をはじめ20県本部が提訴の準備をしていますので、最終的には3500名の大型の訴訟団となります。社会保障関係の分野でも画期的な大型訴訟となります。

## 2. 鳥取・徳島地裁の移送申し立てについての経過

(1)先行した鳥取県本部は、原告17名が鳥取地方裁判所に提訴(2/17)、第一回口頭弁論(6/12)が決定した。原告2名が意見陳述の準備が進む中で、国、厚労省は、鳥取地裁宛に鳥取から広島地裁へ移送申立書(5/21)を提出しました。

(2)徳島県本部は、原告17名が徳島地方裁判所(4/10)に提訴、6月26日第一回口頭弁論が決定したにも関わらず国・厚労省は、6月5日、香川県高松地裁へ移行申立書を提出しました。

(3.)鳥取・徳島県の両弁護団は、鳥取地裁(6/22)、徳島地裁(6/15)に「裁判へのアクセスと裁判を受ける権利」の妨害であり「本件移送申立を却下する」ことを求める意見書を提出しました。

このような、年金裁判をめぐる情勢の下で被告である国は、運動の広がりを恐れて鳥取地裁から広島地裁へ、徳島地裁から高松地裁へと裁判の移送申し立てを行いました。

年金者組合、原告団、弁護団は憲法32条の裁判を受ける権利の妨害を許さず、原告の住んでいる地元裁判所での審理を求めて世論を結集して取組みを強化しています。

弁護団は鳥取地裁へは6月22日に、徳島地裁へは6月15日に意見書を、原告団は陳述書を提出しました。

「移送申し立て」に反対する取組みについては、鳥取、徳島地裁へ国の申し立ての却下を求める要請ハガキを、国には申し立ての取り下げを求める抗議のFaxを集中するように全国に要請し、取組みが開始されています。

7月1日には厚生労働省記者クラブでの記者会見、厚労省への抗議・要請行動を取組みました。徳島地裁では7月初旬に判断を出す予定でしたが、弁護団の意見書に対する国側の反論の期限が7月末になり裁判所の判断は8月となりました。

移送が仮に決定された場合には、広島高裁、高松高裁に移送の却下を求めて抗告を行いますが裁判所の判断が出るのに2ヵ月～3ヵ月程度かかると判断されます。

## 3. 移送問題は運動を広げるチャンス

鳥取、徳島両地裁への移送申立は、憲法32条の裁判を受ける権利への妨害であると同時に、

裁判の公開の原則を無視した国の行為は裁判傍聴もままならず国民の知る権利の侵害であることも明らかです。

こうした立場から広く国民に訴え圧倒的な世論を結集して、申し立ての却下の取組みを強化します。

国の移送申し立ては裁判を受ける権利への妨害であることを事実に基づいて明らかにします。

- 原告らは80歳代を含む高齢者であり、移送先での裁判は、往復で交通費も2万円程度かかることから、体力的、経済的にも公判を維持することが困難になること。
- 裁判を受ける権利の保障は国民の住んでいる地域の裁判所で受けることであること。行政に対する意見の表明行使を誰でもできるようにするのが行政機関の役割であること。
- 年金問題に多くの国民が関心を持っており、裁判を傍聴する権利、国民の知る権利へ侵害行為であること。鳥取の県民が広島地裁まで行って傍聴することが実質的に困難であり国民の知る権利への侵害であること。

### 3. 具体的な取組み

- 移送申し立ての問題を広く国民に訴える。  
ビラを作成して全国的規模での宣伝行動を取組み、世論を結集して国を包囲する。  
8月初旬に各県本部に「提訴ビラ」と同じ枚数で郵送されますので、8月14日の年金支給日や地方裁判所前等での宣伝行動を計画して下さい。
- 裁判所への要請ハガキを全国から集中し、移送の中止を求める。  
厚生労働省へは抗議のFAXを集中すること。  
裁判所への要請ハガキの版下、取り下げを求める抗議の文書もすでに発送してありますので取組みを強めて下さい。
- 年金裁判全国弁護団として弁護士連名で厚生労働省に抗議し取り下げを要求する。  
7月12日の全国弁護団会議で確認される予定です。
- 全国の地方紙などの読書欄に投稿する。  
7月3日の「新聞赤旗」の読者欄に「移送問題」で兵庫の方の投書が掲載されています。  
この取組みに学んで全国の地方紙などに投稿の取組みをして世論を結集する。

以上